平成２２年（フ）第２０５４５号
神奈川県平塚市南原３丁目３―43
破産者　原　　寿雄
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５５９号
神奈川県相模原市南区相南２丁目５番７号
破産者　株式会社加藤企画工務
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５６０号
山梨県北杜市大泉町西井出8240―6098
破産者　加藤　哲弘
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５６１号
山梨県北杜市大泉町西井出8240―6098
破産者　加藤タチ子
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５７８号
千葉県船橋市前原東５丁目15番13号
破産者　有限会社わんぱく
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５７９号
千葉県習志野市谷津３丁目12―22―707
破産者　五十嵐壽人
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５９３号
東京都渋谷区元代々木町20番１号エミネンスアサツマ103号
破産者　有限会社ユー・エム・イー
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５９４号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目８―15―203、開始決定時の住所東京都世田谷区粕谷１丁目９―23―710
破産者　梅北　幸市
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８３５号
神奈川県横浜市瀬谷区上瀬谷町34番地の１
破産者　株式会社フクズミ
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８３６号
神奈川県横浜市瀬谷区上瀬谷町34―１
破産者　福住　　豊
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８５３号
東京都八王子市東中野1413―１―201
破産者　佐藤　直美
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８９５号
東京都調布市調布ケ丘３丁目53―２―101
破産者　山本　卓一
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８９６号
東京都調布市調布ケ丘３丁目53―２―101
破産者　山本　康子
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９０９号
東京都八王子市大和田町７丁目16番12号
破産者　常洋工業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９１０号
東京都八王子市大和田町７丁目16―12
破産者　安川　　均
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９１３号
神奈川県川崎市幸区幸町３丁目547番地１
破産者　有限会社イーガジェット
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９１９号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23番地　神代団地35号棟101号
破産者　株式会社グローバルアクセス
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９２０号
東京都新宿区北新宿３丁目24―３―102、開始決定上の住所東京都新宿区大久保２丁目11―24―201
破産者　具　　永鳩
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９２３号
東京都大田区西蒲田７丁目48番１号
破産者　ソファード株式会社
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３６４号
東京都板橋区仲町30―２
破産者　矢島　久子
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０３７号
東京都大田区池上１―16―19―201、住民票上の住所東京都大田区中央８丁目44―11
破産者　岡田　飛実
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１６０号
東京都大田区大森南２丁目20―18―307
破産者　手呂内泰志
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２号
東京都江戸川区南葛西６丁目27―３　グリーンパーク・レジデンスＢ棟202
破産者　飼森さなえ（旧姓立川・斉藤）
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部